

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十一号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「申込み」を「申込み等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例第九条の二第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する説明は、別記様式第一号の二を交付することにより行う。

3 条例第九条の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出は、別記様式第一号の三の承諾書による。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、条例第九条の二第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者への通知は、別記様式第二号の二による。

第六条の次に次の二条を加える。

（有効期間満了通知）

第六条の二 条例第九条の二第五項の規定による通知は、別記様式第二号の三による。

（有効期間の延長）

第六条の三 条例第九条の二第六項の規則で定めるものは、条例第九条第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 条例第六条第一項第二号及び第四号の条件を具備していること。

二 条例第三十九条第一項一号から第六号までのいずれにも該当しないこと。

三 有効期間の満了する日において、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある親族と同居していること。

四 県営住宅の管理に著しい支障がないと認められること。

2 条例第九条の二第六項の規則で定める期間は、有効期間の満了する日の翌日から条例第九条の二第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者が現に同居する前項第三号に規定する親族が十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで（当該期間が五年を超える場合にあつては、有効期間の満了する日の翌日から起算して五年を経過する日まで）とする。

3 条例第九条の二第七項の規定による申請は、別記様式第二号の四による。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、条例第九条の二第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者にあつては、別記様式第三号の二による。

第十三条中「知事（広島地域事務所の管轄区域（広島地域事務所建設局廿日市支局の担当

区域を除く。)に所在する県営住宅等については、当該県営住宅等を管理する条例第六十一条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))を「当該県営住宅等を管理する条例第六十一条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))」に改める。

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、条例第九条の二第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅の承継者にあつては、別記様式第十六号の二の申請書による。

第十七条第一項、第二十四条及び第三十条中「知事(広島地域事務所の管轄区域(広島地域事務所建設局廿日市支局の担当区域を除く。))に所在する県営住宅等については、当該県営住宅等を管理する指定管理者)」を「当該県営住宅等を管理する指定管理者」に改める。

第三十五条中「次の各号に定める区分に従い、当該各号に掲げる機関の長」を「当該県営住宅等を管理する指定管理者」に改め、同条各号を削る。

別記様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 5 条関係)

平成 年 月 日
様

広島県知事 国

子育てに適する公営住宅の有効期間に関する説明書

あなたが平成 年 月 日付けで入居の申込み (又は有効期間の延長の申請) をした県営住宅への入居について、次のとおり説明します。

1 入居を希望する県営住宅

- (1) 県営住宅の名称 県営 住宅 号室
- (2) 間取り

2 説明事項

入居の有効期間 入居可能日 (平成 年 月 日) から平成 年 月 日まで

〔 広島県県営住宅設置及び管理条例第 9 条の 2 第 6 項の規定により有効期間が延長された場合を除き、この期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。 〕

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所
氏名

㊟

子育てに適する公営住宅の有効期間に関する承諾書

平成 年 月 日付けで入居の申込み (又は有効期間の延長の申請) をした県営住宅への
入居について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

1 入居を希望する県営住宅

- (1) 県営住宅の名称 県営 住宅 号室
(2) 間取り

2 承諾事項

入居の有効期間 入居可能日 (平成 年 月 日) から平成 年 月 日まで

〔 広島県県営住宅設置及び管理条例第 9 条の 2 第 6 項の規定により有効期間が延長された場合を
除き、この期間が満了する日までに県営住宅を明け渡します。 〕

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第一号の次に次の三様式を加える。

平成 年 月 日
様
広島県知事 国

県営住宅入居決定通知書 (子育てに適する公営住宅用)

あなたからお申込みのあった県営住宅への入居を決定しました。

ついては、次のとおり入居のための説明会を開きますから、必ず出席してください。

なお、この日に入居の手続として次の書類等を提出してください。

1 説明会の日時・場所

(1) 日時 平成 年 月 日 時 分から始めますのでこの時刻までに御来場ください。

(2) 場所

2 説明会当日携行していただくもの

(1) 県営住宅入居請書4通

※ 連帯保証人2名は、あなたと同程度以上の収入がある方で、うち1名は親族であること。また、連帯保証人2名の印鑑登録をしている印鑑で押印してください。

(2) 連帯保証人の収入証明書各1通

※ ア 給与所得者の場合 最新の源泉徴収票, 収入証明書又は市区町村長が発行する所得証明書
イ 給与所得者以外 市区町村長が発行する所得証明書

(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書各1通

(4) 敷金 (入居時の家賃月額)の3月分を納付してください。

(5) 県営住宅管理台帳

※ 入居者欄及び保証人欄のみ記入してください。

(6) 婚約中として申込みをされた人については、その証明ができるもの (戸籍謄本, 婚姻届受理証明書, 結婚披露宴の案内状等)

(7) 婚約者又は同居の家族が退職することを条件に申し込まれた場合は、同人の退職が証明できるもの (退職証明書, 離職票又は雇用保険受給資格者証)

(8) 印鑑及び筆記用具

3 注意事項

(1) 事情により入居できなくなった方は、速やかに連絡してください。

(2) 説明会に出席できないなど期限内 (この通知の日から15日以内) に入居手続書類の提出ができない場合は、入居の決定を取り消すことがあります。
事情により手続が遅れる場合は事前に連絡してください。

(3) 当日は会場が大変混雑しますので、できるだけお子様の同伴は御遠慮ください。

4 入居を決定した住宅及び家賃額等

(1) 入居決定した住宅

住宅名・住戸番号	住宅			号館	号
所在地					
住宅の構造等	年度建設	造	建	住戸専用品積	

(2) 入居を決定する者(入居者及び同居親族)

氏名	続柄	生年月日	備考	氏名	続柄	生年月日	備考
	本人						

(3) 認定した収入月額及び決定した家賃月額

年間所得総額	控除額の合計						円×	人=
控除額の合計							円×	人=
認定収入年額							円×	人=
認定収入月額							円×	人=
収入階層	I	II	III	IV	V	VI	控除額の合計	
本年度の家賃月額	入居可能日	から	平成	年	月	日まで		円
	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで

※ 家賃額は、あなたの世帯の収入などにより毎年度見直されます。

(4) 敷金額

円 (敷金は、入居時の家賃月額の3か月分です。)

(5) 入居可能日及び入居の指定期間

入居可能日	平成	年	月	日	入居の指定期間	入居可能日から15日以内
-------	----	---	---	---	---------	--------------

※ 家賃は、入居可能日から徴収します。あなたの都合でこの日より遅れて入居してもこの日から徴収します。

(6) 入居の有効期間 入居可能日(平成 年 月 日) から平成 年 月 日まで

広島県営住宅設置及び管理条例第9条の2第6項の規定により有効期間が延長された場合を除き、この期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。

(7) その他

県営住宅に入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写し(外国籍の方は外国人登録済証明書)を提出していただきます。

(注) 1 借上げに係る県営住宅の入居決定をする場合は、借上げ期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならぬ旨を付記すること。

2 その他必要に応じて注意事項等を付記すること。

平成 年 月 日

様

広島県知事 国

子育てに適する公営住宅の有効期間満了通知書

あなたが現在お住まいの県営住宅の入居有効期間は次のとおりです。有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡してください。

入居有効期間が満了する日	平成 年 月 日 (当初入居日	平成 年 月 日)
--------------	-----------------	-----------

- 1 広島県営住宅設置及び管理条例第9条の2第7項の規定により、有効期間の延長を申請する場合は、別途必要な手続を行ってください。
- 2 この通知をもって、あなたが入居資格を有する県営住宅について入居申込みを可能とします。(ただし、入居有効期間の延長の手続をされ、これが承認された場合はこの限りではありません。)なお、この通知に基づき他の県営住宅への入居申込みをされ、入居が決定した場合は、現在お住まいの県営住宅の入居有効期間の延長手続はできません。

子育てに適する公営住宅の有効期間延長申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 宅 名	県 営	住 宅 号 館 号	号
入 居 者 氏 名	(印)		
電 話 番 号			

県営住宅の有効付き入居の有効期間の延長を申請します。
なお、現に受けている入居承認の有効期間及び同居者は、次のとおりです。

- 1 入居の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 同居者

続 き 柄	氏 名	生 年 月 日

- 注 1 世帯全員の記載のある住民票の写しを添付してください。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三号の次に次の一様式を加える。

県営住宅入居請書 (子育てに適する公営住宅用)

住宅名	県営		住宅	号館	号		
所在地							
入居可能日	平成	年	月	日			
家賃 (月額)	入居可能日	から平成	年	月	日まで		
	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで
* 次年度以降の家賃は、広島県県営住宅設置及び管理条例第 14 条第 1 項若しくは第 2 項、第 29 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 36 条又は第 37 条の規定により定められる家賃額とする。							
敷金額	円						
入居の有効期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで

上記の住宅の入居決定の上は、次の事項を堅く履行します。

- 1 家賃は、毎月納期限までに納入すること。
- 2 広島県県営住宅設置及び管理条例の定めるところにより家賃が変更されても一切異議を申し立てないこと。
- 3 県営住宅等の使用には最善の注意を払い、その他住宅の管理上の指示は堅く遵守すること。
- 4 住宅を汚し、若しくは損傷する屋内作業を営み、又は鳥獣類を飼うなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 5 承認を得ないで同居親族以外の者を入居させないこと。
- 6 入居の有効期間が満了する日までに住宅を明け渡すこと (有効期間が延長された場合を除く。)
- 7 住宅を明け渡す際は自己の責任と負担において、畳の表替え及びふすまの張り替え等原状回復をした上住宅を返還すること。
- 8 前各項のほか、公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)、公営住宅法施行令、広島県県営住宅設置及び管理条例及び広島県県営住宅管理規則を遵守すること。

広島県知事様

平成 年 月 日

入居者	フリガナ	
	氏名	

上記の者が県営住宅に入居しました上はその連帯保証人となり、入居者と連帯して家賃、損害賠償等の一切の債務を負担します。

連帯保証人 A	現住所	〒	TEL ()	—
	勤務先		TEL ()	—
フリガナ	所在地	〒	入居者との続き柄	
	氏名		生年月日 (年齢)	明・大・昭・平 年 月 日 ()

連帯保証人 B	現住所	〒	TEL ()	—
	勤務先		TEL ()	—
フリガナ	所在地	〒	入居者との続き柄	
	氏名		生年月日 (年齢)	明・大・昭・平 年 月 日 ()

注 1 連帯保証人は、独立の生計を営む者で、確実な保証能力を有していること。

2 連帯保証人のうち、1 人は入居者の親族であること。

3 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録のしてあるものを使用すること。

4 連帯保証人の収入証明書及び印鑑登録証明書を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第十四号中「市町風知事 様」を「県知事を指定管理者 様」に改める。
別記様式第十六号の次に次の一様式を加える。

県営住宅入居承継申請書 (子育てに適する公営住宅用)

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 宅 名	県営	住宅	号館	号
入居者氏名				
申請者氏名	(印)			
電 話 番 号	() () -			

次の理由により子育てに適する公営住宅 (期限付き入居) の入居承継をしたいので、申請します。

入居承継申請者の氏名	世帯状況 (申請者を含む。)		入居者と申請者との続柄	年間総所得額(円)	控除項目
	生年月日(年齢)	勤務先名			
本人	年 月 日 () () ()	TEL () -			
	年 月 日 () () ()	TEL () -			
	年 月 日 () () ()	TEL () -			
	年 月 日 () () ()	TEL () -			
	年 月 日 () () ()	TEL () -			
	年 月 日 () () ()	TEL () -			
申請者がこの住宅に入居しようとする理由 (異動の内容)	平成 年 月 日				
入居承継しようとする理由 (異動の内容)					
入居承継の理由となる事実の発生した日	平成 年 月 日				
入居の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで				
* 住宅管理者意見	住宅管理者氏名 (印)				

- 注
- 1 申請者と入居者との続き柄が証明できる書類 (戸籍謄本, 住民票等) を添付すること。
 - 2 申請者及び世帯の収入証明書を添付すること。
 - 3 理由が長文にわたるときは別紙 (様式は任意) により添付すること。
 - 4 入居承継を承認された場合は, 新たな請書の提出が必要です。
 - 5 入居の有効期間が満了する日までに住宅を明け渡すこと (有効期間が延長された場合を除く。)
 - 6 *の欄は記入しないこと。
 - 7 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第二十号、別記様式第二十一号、別記様式第二十二号、別記様式第二十七号及び別記様式第二十九号中「~~ア~~」を「~~イ~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。